

Hot Time

ほっとタイム

公益社団法人
行田法人会

会長 細井 保雄

行田市忍2-1-8(行田市商工センター内)

TEL (048)554-4535

FAX (048)554-6969

法人の時間



税を考える週間(11月11日~11月17日)の事業

第15回 優良従業員表彰式が行われました

もくじ

● 令和7年の年頭にあたり		● 令和7年度 税制改正に関する提言	12~15
● ごあいさつ	2	● 優良従業員表彰式／税務署長講演会	16
● 国税庁・行田税務署からのお知らせ	3~8	● 法人会全国大会／全国青年の集い	
● 第9回 税に関する絵はがきコンクール表彰式		DX推進セミナー	17
● 表彰式	9	● 支部活動報告／ほっとカンパニー	18~19
● 優秀作品	10	● 新入会員紹介／ほっとタイムクイズ／	
● 入選作品	11	編集後記	20



令和7年の年頭にあたり



令和7年の年頭にあたり 謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

日頃より、行田法人会活動に格別なるご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年を振り返ってみますと、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化に加え、中東情勢の悪化が世界的な問題に発展しており、エネルギーや原材料価格の高騰が企業活動に大きな影響を及ぼし、更には中国の経済停滞も懸念され、先行きが極めて不透明な1年でした。

国内においても、能登半島地震が1月に発生し、9月には豪雨といった 痛ましい、災害に見舞われ、改めて地域における災害対策の重要性を、再認識させられた年でもございました。一方経済面では、歴史的な円安や物価高が続く中、設備投資は好調で日経平均株価も4万円台を記録し、日本銀行はマイナス金利解除に踏み切るなど、金利政策の大きな転換期となりました。



令和7年の年頭に当たり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。公益社団法人行田法人会の皆様方には、お健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

旧年中は、細井会長をはじめ役員及び会員の皆様方に、税務行政全般にわたり、格別のご理解と多大なご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

貴会におかれましては、税のオピニオンリーダーとして、様々な研修会・講演会の開催をはじめ、小学生の「税に関する絵はがきコンクール」等による税知識の普及・啓発活動、e-Taxの利用促進、自主点検チェックシートを活用した企業の税務コンプライアンス向上への取組等、多岐にわたる活動を積極的に推進されていること、また、会員企業の発展のみならず、地域社会の発展のため、極めて重要な役割を担っておられることに、深く敬意を表します。今後とも魅力ある活動を継続されますよう、ご期待申し上げます。

さて、間もなく令和6年分の所得税等の確定申告期を

公益社団法人 行田法人会 会長 細井保雄

新型コロナウイルスもほぼ収束し、デフレからの完全脱却も視野にはいりました。

このような状況下にあつて、政府の今後の経済・財政運営も正常化を見据えた転換が、求められる局面を迎えました。デフレ脱却を確実なものとし、新たな成長の軌道へ変革して頂きたいと思ひます。

私たち企業も、生産性向上への努力と自己変革によって、付加価値を高め、賃上げの源資を生み出す等、企業の存続・発展に向かって対応する必要があります。

政府には 中小企業が、希望が持てるような税制改正と政策の実施・実現を望みたいと思ひます。行田法人会も地域の振興に向け、行政に対し税に関わる積極的な提言を行ってまいります。また、会員の皆様のご意見を聞き、有益な研修会・講演会を開催し、お互いに研鑽して行きたいと存じます。引き続きご協力よろしくお願い申し上げます。結びに会員の皆様並びにご家族のご健勝とご多幸、事業のご繁栄を記念し、年頭の挨拶とさせていただきます。

行田税務署長 宮川恵美子

迎えます。マイナンバーカードを利用したe-Taxは、マイナポータルと連携することで給与所得の情報や各種証明書等のデータが確定申告書の該当項目へ自動入力される大変便利なものとなっております。是非、ご自宅等からのスマホやパソコンを利用したe-Tax申告とキャッシュレス納付のご利用などにご協力をお願い申し上げます。

今後とも納税者サービスの向上に努め、「あらゆる税務手続きが税務署に行かずにできる社会」の実現を目指して、税務手続のデジタル化と併せて事業者の業務のデジタル化を促し、社会全体のDX推進に取り組んでまいりますので、引き続きお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本年の干支は「乙巳(きのとみ)」です。巳年は、「古い皮を脱ぎ捨て、新しい自分・会社を目指す」年だと言われています。公益社団法人行田法人会並びに役員及び会員の皆様方のご健勝をお祈りするとともに、植物が種子の殻を突き破り、芽を出すように事業が実を結び繁栄しますことを、心から祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。

【行田税務署からのお知らせ】

- ◇ 確定申告には、ご自身のスマホ・パソコンから国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用するe-Taxが便利です。

確定申告会場に出向かずにご自宅から確定申告ができますので、ぜひe-Taxをご利用ください。

また、マイナポータルと e-Tax を連携（マイナポータル連携）すると、確定申告書の該当項目が自動入力されるため、医療費やふるさと納税などの情報を 1 件ずつ入力する必要がなく、書類の提出や保存も不要となり便利です。

さらに、給与所得（源泉徴収票が e-Tax で提出されている場合）や公的年金等の源泉徴収票の情報なども自動入力の対象になります。

なお、マイナポータル連携をご利用になるには事前準備が必要となりますので、お早めの準備をお願いします。

この機会にぜひマイナポータル連携を使った e-Tax をご利用ください。

	<p>《確定申告書等作成コーナー》</p>	<p>《マイナポータル連携》</p>	
			

- ◇ 所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を次のとおり開設いたします。

会 場 行田税務署 1 階事務室

期 間 令和 7 年 2 月 17 日（月）から 3 月 17 日（月）まで

土、日及び祝日を除きます。ただし、3 月 2 日（日）は、熊谷税務署（熊谷市仲町 4 1 番地）で申告相談を行います。

3 月 2 日（日）は、行田税務署では業務を行っておりません。

時 間 相談受付：午前 8 時 30 分から午後 4 時まで

相談開始：午前 9 時から

国税庁LINE公式アカウント



確定申告会場の入場には、国税庁 LINE 公式アカウントを通じたオンラインでの事前発行又は当日配付（配付状況により、相談受付を終了する場合があります）する入場整理券が必要です。

確定申告会場は、マイナンバーカード方式によるスマホ申告を基本とした相談体制としております。マイナンバーカードと併せてパスワード（①署名用電子証明書用 英数字 6～16 桁、②利用者証明用電子証明書用 数字 4 桁）を事前にご準備ください。

※ 令和 7 年 1 月 6 日（月）から 2 月 14 日（金）の期間に、行田税務署で所得税・個人消費税・贈与税の申告相談を希望される方は、必ず事前に相談日時を電話予約してください。

事前予約・問合せ先

行田税務署 Ⅱ 0 4 8 - 5 5 6 - 2 1 2 3（直通）

書かない✕確定申告

マイナンバーカードでe-Tax

いつでも どこでも
初めてでも 安心♪

スマホで
サクッと♪



すでに
約 **70%** の方が
e-Taxで
申告しています!!



確定申告書等作成コーナーなら
金額等を入力するだけで
自動計算で申告書が完成!



作成コーナー



マイナポータル連携で
控除証明書等のデータが
自動入力できる!

※ご利用には事前準備が必要です

マイナポータル連携
の詳細はこちら



e-Taxの5つのメリット

自宅から
申告可能



確定申告期間
24時間利用可能



※メンテナンス時間を除きます

申告書が
データで取得可能



添付書類
提出不要



※一部の書類を除きます

早期還付
(3週間程度で還付)



書面提出の場合は
1か月~1か月半程度で還付

国税庁 法人番号7000012050002

確定申告書等作成コーナーのご利用に当たって

作成できる申告書等

- ・ 所得税の申告書
- ・ 消費税の申告書
- ・ 青色申告決算書・収支内訳書
- ・ 贈与税の申告書



令和7年1月から
所得税のすべての画面が
スマホで
見やすくなります♪

e-Taxに必要なもの

- ✓ **マイナンバーカード**
※マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください
- ✓ **マイナンバーカード読取対応のスマホ**
(又はICカードリーダー)
- ✓ **マイナンバーカードのパスワード2つ**
 - ① 署名用電子証明書のパスワード
(英数字6~16文字)
 - ② 利用者証明用電子証明書のパスワード
(数字4桁)

スマホに
マイナポータルアプリ
をインストール



パスワードを忘れた場合やロックされた場合の
対処法については、公的個人認証サービスの
ポータルサイトをご確認ください。



令和7年1月からe-Taxがスマホ用電子証明書に対応！

- **マイナンバーカードをスマホで
読み取らなくても、
申告書の作成・e-Tax送信が
できるようになります！**
- **利用者証明用電子証明書の
パスワードはスマホの
生体認証機能を利用できます！**
(機種によって異なります)

Android™のみ対応しています

※ご利用には、スマホでマイナポータルから
スマホ用電子証明書の利用申請・登録をする
必要があります。

スマホ用電子証明書
について詳しくはこちら



読取不要

申告に困ったときは

- ▶ **動画で見る確定申告**
確定申告書等作成コーナーの
操作方法などを動画でご案内



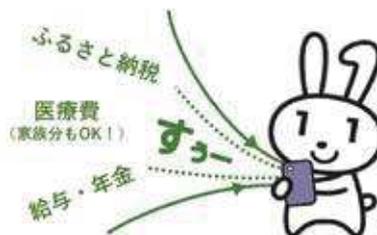
- ▶ **チャットボット「ふたば」**
ご質問したいことをメニューから
選択するか、入力いただくと
「税務職員ふたば」(AI)が回答



・このチラシには開発中の内容が含まれておりますので、実際の内容と異なる場合があります。
・Androidの名称は、Google LLCの商標または登録商標です。

R6.8

確定申告は マイナポータル連携で 自動入力



一度ご利用いただくと そのメリットを実感！ 翌年以降はさらに便利に♪

マイナポータル連携のメリット

- ✓ 医療費の領収書等の収集や集計が不要
- ✓ 確定申告書の該当項目へ自動入力
- ✓ 作成した確定申告書をe-Taxで送信
- ✓ 書類の管理・保管が不要

利用した方から驚きの声！



マイナポータル連携の対象はこちら

収入関係	控除関係
<ul style="list-style-type: none"> ● 給与所得の源泉徴収票* ● 公的年金等の源泉徴収票 ● 株式の特定口座年間取引報告書 	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療費 ● ふるさと納税 ● 社会保険(国民年金保険料・国民年金基金掛金) ● 生命保険 ● 地震保険 ● iDeCo(個人型確定拠出年金) ● 小規模企業共済掛金 ● 住宅ローン控除関係

※「給与所得の源泉徴収票」の情報が自動入力の対象になるためには、お勤め先(給与等の支払者)が税務署にe-Taxで給与所得の源泉徴収票を提出していること等の要件があります。

マイナポータル連携の詳細はこちら

連携に対応している証明書発行企業等はこちら

マイナポータル連携を利用するための事前準備は裏面をご確認ください

マイナポータル連携を利用するための事前準備

 手順に時間がかかる場合がありますので、お早めの準備をお願いします

必要なもの

- ✓ マイナンバーカード
- ✓ マイナンバーカード読取対応のスマホ
- ✓ マイナンバーカードのパスワード2つ
 - ① 署名用電子証明書のパスワード (英数字6~16文字)
 - ② 利用者証明用電子証明書のパスワード (数字4桁)



スマホに
マイナポータルアプリ
をインストール

パスワードを忘れた場合やロックされた場合の対処法については、公的個人認証サービスのポータルサイトをご確認ください。



準備手順



STEP1

- ✓ **マイナポータルで利用者登録**
すでにマイナポータルで利用者登録済みの方はログインします



利用者登録はこちら

マイナポータル

STEP2

- ✓ 「確定申告の事前準備」ページで取得したい証明書等を選択
証明書等の種類や証明書等を発行する発行元を選択します



確定申告の事前準備
ページはこちら

STEP3

- ✓ **マイナポータルとe-Tax・民間送達サービス・ねんきんネットを連携**
マイナポータルとe-Taxを連携した上で、取得したい証明書等の種類に応じて、マイナポータルと民間送達サービス、ねんきんネットを連携します

STEP4

- ✓ **民間送達サービスと証明書等を発行する企業との連携**
 - 1 証明書等の電子交付サービスの利用者登録や電子交付への同意
※ 手続完了までに数日かかる場合があります
 - 2 企業連携の実施
民間送達サービスと証明書等を発行する企業を連携します

STEP5

- ✓ **e-Taxのマイページで情報取得希望の登録**
給与所得の源泉徴収票情報等を確定申告書に自動入力する場合には、e-Taxのマイページで情報取得を希望する旨の登録や、マイナンバーの提供等が必要です



事前準備が完了したら、確定申告書の作成を開始！
確定申告書等作成コーナーからマイナンバーカードでe-Tax！



作成コーナー



国税庁 法人番号7000012050002

R6.8

【スマホで確定申告相談会のお知らせ】

スマホを使った令和 6 年分所得税の確定申告書の作成から、マイナンバーカード方式での e-Tax による確定申告書の提出までをご説明する申告相談会を開催いたします。

なお、相談会当日に、必要書類を全てお持ちの方は、申告完了までご案内いたします。

《対象者》

- ▶ 年末調整が済んでいて、医療費控除やふるさと納税などの寄附金控除の申告をする方
(確定申告を行う方は、ふるさと納税ワンストップ特例の対象分も併せて申告が必要です)
- ▶ 年末調整が済んでいない方、または、2か所以上の給与所得がある方
- ▶ 国民年金や企業年金収入等の雑所得がある方
- ※ 事業所得、不動産所得、土地建物及び株の譲渡所得、住宅借入金等特別控除等がある方は受付できません。

《開催日及び会場》

開催日	会場
令和 7 年 1 月 29 日 (水)	行田市教育文化センター「みらい」・行田市中央公民館 (第 1 学習室)
令和 7 年 1 月 30 日 (木)	羽生市民プラザ (206)
令和 7 年 1 月 31 日 (金)	
令和 7 年 2 月 5 日 (水)	パストラルかぞ (展示室)
令和 7 年 2 月 6 日 (木)	

《開催時間》

- ▶ 午前 10 時開始、午後 2 時開始の各 2 回

《定員》

- ▶ 先着順、各回 30 名 (相談会当日の午前 9 時に会場入口付近で入場整理券を配付いたします)
- ※ 電話による事前予約は受け付けておりません。

《必要な物》

- ▶ お使いのスマートフォン
- ▶ マイナンバーカード
- ▶ マイナンバーカードのパスワード 2 種類 (数字 4 桁及び英数字 6～16 桁のもの)
- ▶ 申告に必要な書類 (収入や控除に関する支払金額等が分かる書類)
- ※ スマートフォン、マイナンバーカード及び申告に必要な書類をお持ちでない場合には、受付をお断りする場合があります。

問合せ先

行田税務署 個人課税部門 TEL 048-556-2123(直通)

第9回 税に関する絵はがきコンクール 表彰式

日 時：令和6年12月12日(木)
 会 場：行田市商工センター ホール
 主 催：公益社団法人行田法人会／
 女性部会
 公益財団法人全国法人会総連合
 後 援：国税庁・行田市教育委員会・
 羽生市教育委員会・
 加須市教育委員会・
 北埼玉租税教育推進協議会・
 行田税務連絡協議会

管内の小学6年生を対象とし、6月に教育委員会を通じてコンクールの応募用紙を各校に配付しはじめ、学校で行われた租税教室の復習として、あるいは夏休みの課題として大変多くの皆さんに取り組んでいただきました。10月21日の作品最終選考会では、関係団体も参加してこの栄えある賞を決定。

表彰式当日は、優秀作品賞に選ばれた19名のうち18名の方をお招きすることができました。

管内64校のうち63校が、また、在籍数1,765名のうち1,509名の皆さんがご応募くださいました。

ご協力いただいた関係者の方々に感謝いたします。受賞者の皆さん、おめでとうございます。



祝辞 宮川税務署長



祝辞 小野田加須市教育長
 (北埼玉租税教育推進協議会長兼任)



渡辺行田市教育長



橋本羽生市学校教育部長



大久保行田税務連絡協議会長

第9回 税に関する優秀作品 絵はがきコンクール

10ページ掲載の優秀作品は、行田市・羽生市・加須市の公共施設を中心に掲示します。場所や期間については弊会ホームページもしくは各支部事務局にお問い合わせください。

各事務局
電話番号

行田支部:048-554-4535
羽生支部:048-561-2134(商工会内)
加須支部:0480-61-0842(商工会内)

会長賞



加須市立北川辺東小学校 橋本 依知花さん

行田税務署長賞



加須市立志多見小学校 長谷川 柵太さん

行田税務連絡協議会長賞



羽生市立須影小学校 小磯 彩芭さん

北埼玉租税教育推進協議会長賞



行田市立太田小学校 齋藤 陽さん

加須市教育長賞



加須市立大利根東小学校 飯田 笑叶さん

女性部会長賞



羽生市立菅瀬小学校 福田 芽唯さん

青年部会長賞



行田市立南河原小学校 佐野 心美さん

行田市教育長賞



行田市立南河原小学校 江森 友莉香さん

羽生市教育長賞



羽生市立羽生北小学校 土屋 沙織さん

金賞



行田市立南小学校 小川 心咲さん



行田市立東小学校 小野田 愛梨さん



行田市立西小学校 田沼 愛琉さん



羽生市立羽生北小学校 タウファ タンヒアットさん



加須市立元和小学校 小林 佳純さん

入賞おめでとう!



行田市立忍小学校 加藤 朱香莉さん



行田市立忍小学校 大久保 光さん



羽生市立手子林小学校 岡戸 孝太郎さん



羽生市立新郷第二小学校 宮崎 武尊さん



加須市立不動岡小学校 石井 杏野実さん

入 選 作 品

(入選34作品)



行田市立北小学校 森下 わか菜さん



行田市立田中小学校 萩原 由彩さん



行田市立桜ヶ丘小学校 金子 桜詩さん



行田市立泉小学校 遊馬 嘉乃さん



行田市立埼玉小学校 平野 里紗さん



羽生市立羽生南小学校 中村 咲来さん



羽生市立岩瀬小学校 長久保 圭子さん



羽生市立茅子林小学校 小坂橋 ほのかさん



行田市立見沼小学校 梶原 良介さん



行田市立下忍小学校 萩原 佑佳さん



加須市立加須小学校 岡野 美結さん



加須市立加須南小学校 坂口 龍星さん



加須市立原道小学校 杉田 秀弥さん



羽生市立三田ヶ谷小学校 中村 心優さん



羽生市立新郷第一小学校 吉江 大和さん



加須市立二俣小学校 関根 舞衣さん



加須市立大倉小学校 田代 利乃さん



加須市立羽小中学校 右近 詩織さん



羽生市立川俣小学校 根岸 美緒さん



羽生市立川君小学校 田中 恒輝さん



加須市立大越小学校 結田 伊乃里さん



加須市立田ヶ谷小学校 レックウタイ アカリさん



加須市立駒西小学校 嶋村 惇さん



加須市立高柳小学校 遠井 愛梨さん



加須市立樋漣川小学校 藤原 凜花さん



加須市立豊野小学校 塚越 花音さん



加須市立鴻巣小学校 坂間 由愛さん



加須市立三俣小学校 嶋田 美柚菜さん



加須市立北川辺西小学校 松本 冴々乃さん



加須市立礼羽小学校 松村 楓さん



加須市立種足小学校 千葉 美伶さん



加須市立水深小学校 田村 友花さん

令和7年度 税制改正に関する提言活動

令和7年度 税制改正に関する提言(要約)

《基本的な課題》

公益財団法人 全国法人会総連合

I 税・財政改革のあり方

- 財政健全化は国家的な課題であり、日本経済の将来にわたる持続可能性を高めるためにも本格的な歳出・歳入の一体的改革を進めることが重要である。

1. 財政健全化に向けて

- 「金利のある世界」が現実到来する中で、今後の金利上昇に備えて財政健全化が必要である。
 - (1) 本年6月から始まった定額減税は、その制度設計が複雑すぎたこともあり、企業や地方自治体に多大な事務負担を強いることになった。与党内には物価高などを背景に来年も継続するように求める声もあるが、政策効果が不透明で企業の事務負担が重い減税は継続すべきではない。
 - (2) こども・子育て政策(加速化プラン)として、2028年度までに年間3.6兆円の予算規模とする方針だが、この財源は社会保障の歳出改革や医療保険料に上乗せして徴収する「支援金制度」などで賄うとしている。医療保険料への上乗せ負担は、現役世代への実質的な隠れ増税と言える。政府は負担の議論から逃げず、消費税を含めた安定的な財源確保策を検討し、持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化の両立を目指すべきである。
 - (3) 防衛力の抜本強化では防衛費を2027年度までの5年間で総額43兆円とすることを決定したが、大半が「歳出改革」や「決算剰余金の活用」により捻出することとしており、財源としての安定性を欠いている。日本を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中で、防衛費の増額は必要な政策であるだけに、安定的な財源の確保が欠かせない。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- 持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を確保するとともに、「給付の重点化・効率化」によって可能な限り社会保障費を抑制する必要がある。
- 社会保障のあり方をめぐっては、「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を適正に見直すほか、公平性の視点も重要である。医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。
- 中小企業は物価高騰に直面する中で、最低賃金の大幅な引き上げや物価上昇を上回る賃上げが求められており、厳しい経営を強いられている。企業に対する過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。
- 配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は、就労調整が行われる一つの要因であり、人手不足に直面する中小企業にとって重要なテーマである。女性の就労を支援する政策を含め、税と社会保障の問題を一括して議論する必要がある。
 - (1) 公的年金については年金財政の検証結果を踏まえ、年金制度の見直しについて検討が進んでいる。公的年金制度の持続可能性を高めるために「マクロ経済スライドの厳格対応」や「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」などの検討が求められる。
 - (2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革に取り組む必要がある。給付の急増を抑制するためには診療報酬(本体)の配分等を見直すことも重要である。
 - (3) 少子化対策では児童手当が大幅に拡充されたほか、所得制限も完全撤廃された。だが、富裕層にまで支給対象を広げる政府方針については、出生率の向上につながるか疑問があるほか、公平性確保の点からみて極めて問題である。本来は現金給付よりも保育所や学童保育等の整備、保育士等の待遇を改善するなどの現物給付に重点を置くべきであり、国及び地方自治体が財政・行政面で総合的な施策を講じるべきである。
 - (4) 介護保険については高齢化の進展に伴い、制度の持続可能性を高めるために真に介護が必要な者を見極めるほか、医療と同様に公平性の視点から給付及び負担のあり方を見直すべきである。また、生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに不正受給の防止に向けた一段の厳格化が欠かせない。

3. 行政改革の徹底

- 国民の政治に対する不信感は極度に高まっていると厳しく認識し、政治資金規正法の不断の見直しなどに取り組み、政治資金に関する透明性の向上や適正化、罰則の厳格化を図るべきである。
- 行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会自らが「まず隗より始めよ」の精神に基づき、率先して身を削らなければならない。
 - (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。また、調査研究広報滞在費や政務活動費等の適正化と使途の透明化。
 - (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の効率的な要員確保と能力を重視した賃金体系などによる人件費の抑制。
 - (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
 - (4) PDCAサイクルを確立することにより、各省庁による事業のチェックを継続的に実施する。また、民間活力を積極的に導入し、民需主導の自律的な経済成長を促す。

4. マイナンバー制度について

- 政府は引き続きマイナンバー制度の意義とともに、行政事務のコストカットに資する等、その効果を具体的に明示するなどしてマイナンバーの利用拡大を促す必要がある。
- 国民の利用が広がらない背景には、マイナンバーカードを通じた個人情報の漏洩に強い懸念を持っていると認識すべきである。第三者による悪用を防ぐためのプライバシー保護などに努め、制度の適切な運用が担保される環境を構築することで国民の不安を払拭し、信頼の回復に努めなければならない。

5. 今後の税制改革のあり方

II 経済活性化と中小企業対策

- 着実な賃上げや最低賃金の大幅引き上げが迫られる中で、賃上げ原資を生み出すために原材料費や光熱費など、上昇するコストの適正な価格転嫁が大きな課題となっている。円滑な価格転嫁や下請けいじめの排除に向け、中小企業庁や公正取引委員会などによる取引監視体制の強化が求められる。必要に応じて下請法の改正など、実効性のある取り組みを進めなければならない。
- 人手不足や継続的な賃上げなど中小企業の構造的な課題を解決するには、中小企業自らの経営改革も重要になる。そのためには生産性の向上や付加価値の創出に向け、力強い政策的な支援が欠かせない。

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

- 地方創生の観点からも政府と自治体が緊密に連携しながら、地域の中小企業に元気を与えるような税制措置を強く求める。
 - (1) 法人税率について
近年、大法人に適用される法人税率を引き上げる動きがあるが、経済情勢等に鑑み、慎重に検討すること。
 - (2) 法人税率の軽減措置
中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化するべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げること。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。また、上記(1)に関連して、中小法人に適用される軽減税率まで引き上がることはないよう配慮すること。
 - (3) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置
租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、その政策目的を達したものは廃止を含め整理合理化を行う必要がある。ただし、中小企業の技術革新など経済活性化に資する税制措置については、以下の通りに制度を拡充したうえで本則化すること。
 - ① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含めることを求める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。
 - ② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、物価が上昇していること等を踏まえ、取得価額要件を30万円未満から50万円未満に引き上げるとともに、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃し全額を損金算入とすること。

(4) 中小企業等の設備投資支援措置

「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定については弾力的に対処すること。

なお、「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等、令和7年3月末日が適用期限となっている中小企業等の設備投資を支援する措置については、適用期限を延長すること。

(5) 中小企業の事務負担軽減

近年、インボイス制度の導入や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するなど、事業者の事務負担や納税協力コストは年々増加している。また、今般の定額減税についても、給与所得者に対する減税事務は事業者委ねられており、さらに急遽、減税額を給与明細に明記することが義務化された。

人手不足が深刻化する中において、こうした事務負担の増大はとくに経営基盤が決して強靱ではない中小企業にとって重い負担となっていることを認識する必要がある。また、事務負担コストの軽減を図るため、中小企業のDX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進につながるような特段の支援が欠かせない。

2. 事業承継税制の拡充

● 中小企業が相続税の負担等によって円滑な事業の承継ができなくなれば、経済・社会の根幹が揺らぐことになる。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離れた本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業継続に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。なお、本格的な事業承継税制が創設されるまでの間は、(2) 取引相場のない株式の評価、(3) 相続税、贈与税の納税猶予制度について見直すこと。

(2) 取引相場のない株式の評価の見直し

取引相場のない株式の評価については、企業規模や業種によって多様であるが、企業価値を高めるほど株価が上昇し、税負担が増大する可能性があるなど、円滑な事業承継を阻害していることが指摘されている。取引相場のない株式は換金性に乏しいことを考慮し、評価のあり方を見直すことを求める。

なお、見直されるまでの間は、平成14年度に創設（平成16年度に改正）された「特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例」を参考に株式の評価額を減額する措置を講じること。

(3) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

贈与税の納税猶予制度の後継者要件として、「贈与の直前において3年以上役員であること」が挙げられていることから、余裕を持った事業承継を行えるよう、特例措置の適用期限を3年程度延長すべきである。あわせて、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

- ① 猶予制度ではなく免除制度に改める。
- ② 平成29年以前の制度適用者に対しても要件を緩和するなど配慮すべきである。
- ③ 制度の認知度が低いことから、国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた支援措置の周知徹底に努める。

3. 消費税への対応

● 政府は軽減税率制度とインボイス制度について、国民や事業者への影響のほか、低所得者対策の効果等を検証する必要があり、問題があれば制度の是非を含めてその見直しを求める。

(1) インボイス制度は導入されたが、国は、引き続き、事業者混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担が軽減するような環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。

(2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

Ⅲ 地方のあり方

● 日本が人口減少社会に突入する中では国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の一段の効率化を図る必要がある。とくに東京一極集中を是正するには、地方の活性化が重要な課題である。地方自身がそれぞれの特色や強みを生かした活性化戦略を構築し、民間の知恵と工夫で新たな地場技術やビジネス手法を開発しなければ、真の活性化にはつながらない。

- (1) 地方創生は、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材の育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。そうした中で中小企業の事業承継は、地方創生戦略との関係からも極めて重要だと認識すべきである。
- (2) 広域行政による効率化について検討すべきである。基礎自治体(人口30万人程度)のさらなる拡充を図り、財政基盤の強化につなげる必要がある。
- (3) ふるさと納税は、寄付先を納税者の出身自治体に限定するなど、さらなる見直しが求められる。また、必要経費は寄付総額の5割以下とする基準が設けられているが、より多くの寄付金が寄付先の地域のために活用されるように過度な返礼品競争を排し、事務手数料のあり方等を含めて制度設計を見直す必要がある。

IV. 震災復興等

- これまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保などに対し実効性ある措置を講じるよう求める。
- また、本年1月には能登半島地震が発生するなど、近年、強い地震や台風などの大規模な自然災害が相次いで発生している。東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まなければならない。

V. その他

1. 納税環境の整備 2. 環境問題への対応 3. 租税教育の充実

《税目別の具体的課題》

1. 法人税関係

- (1) 役員給与の損金算入の拡充
 - ① 役員給与は損金算入とすべき
 - ② 同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき
- (2) 少額減価償却資産の見直し
- (3) 企業版ふるさと納税の適用期限延長
- (4) 中小企業向け賃上げ促進税制の適用要件緩和

2. 所得税関係

- (1) 基幹税としての所得再分配機能の回復
- (2) 各種控除制度の見直し
- (3) 個人住民税の均等割

3. 相続税・贈与税関係

- (1) 相続税の基礎控除の見直し
- (2) 贈与税の基礎控除の引き上げ

4. 地方税関係

- (1) 固定資産税の抜本の見直し
- (2) 事業所税の廃止
- (3) 超過課税
- (4) 法定外目的税

5. その他

- (1) 印紙税の廃止
- (2) 配当に対する二重課税の見直し
- (3) 電子申告の促進
- (4) 森林環境税の検証

12月14日(土)
野中厚 衆議院議員



左から
曾宮副会長、野中議員、
細井会長、清水副会長

11月25日(月)
行田邦子 行田市市長



左から
山本青年部会長、細井会長、
行田市市長、新井副支部長

12月18日(水)
河田晃明 羽生市長



左から
長澤青年部長、斎藤支部長、
河田羽生市長、木村女性部長

11月20日(水)
角田守良 加須市長



左から
久保田副支部長、新井副支部長
角田加須市長、橋本副支部長

税を考える週間の事業 「第15回 優良従業員表彰式／税務署長講演会」

令和6年11月11日、行田市商工センターにおいて、総務委員会事業（松岡由浩総務委員長）による「第15回優良従業員表彰式」が行われました。

8事業所から推薦申請をいただき、経理業務功労者1名と永年勤続者9名の方が受表彰されました。来賓として行田税務署の方々にご臨席いただき、宮川税務署長から祝辞を頂戴しました。

その後、行田税務連絡協議会と共催で税務署長講演会が行われ、税の歴史やこれからの社会に向かったの課題や展望についてお話をさせていただきました。（参加者32名）



式辞 細井会長



祝辞 宮川税務署長



受 彰 者 （順不同・敬称略）

事業所名	被表彰者名	表彰名
株式会社 加藤工業	深 作 晴 美	経理業務功労表彰
株式会社 ファイブイズホーム	野 口 和 久	永年勤続表彰
株式会社 ファイブイズホーム	松 村 正 子	永年勤続表彰
株式会社 清水アーネット	福 田 辰 徳	永年勤続表彰
大野建設 株式会社	小 野 達 也	永年勤続表彰
大和輸送 株式会社	茂手木 伸 幸	永年勤続表彰
株式会社 テスココンポ	伊 藤 恵	永年勤続表彰
むさしの製菓 株式会社	伊藤 イザベル	永年勤続表彰
むさしの製菓 株式会社	スジアマルブジスジア	永年勤続表彰
小暮ゴム 株式会社	原 口 美 奈 子	永年勤続表彰

税務署長講演会



第40回 法人会全国大会

日 時：令和6年10月3日(木)
会 場：城山ホテル鹿児島
参加者：当会2名
全体1700名(来賓込み)

「令和7年度税制改正スローガン」

- 「金利のある世界」が到来。
新たな財政再建目標の策定を!!
- 企業への過度な保険料負担を抑制し、
経済成長を阻害しない社会保障制度の確立を!!
- 人手不足など厳しい経営環境を踏まえ、
中小企業の活性化に資する税制措置を!!
- 中小企業は地域経済と雇用の担い手。
本格的な事業承継税制の創設を!!



第38回 法人会全国青年の集い福井大会

日 時：令和6年11月8日(金)
会 場：サンドーム福井(福井県越前市)他
参加者：当会3名
全体2000名(来賓込み)
テーマ：「福の國より未来を研げ!
～志を立て、新時代の扉を開こう～」

今年度は、北陸新幹線が延伸開業となり、交通の面でも新たな扉が開かれた福井県で開催。

「租税教育活動プレゼンテーション」や「健康経営大賞」の発表も行われました。素晴らしい取り組みが披露され、参加者の情報共有を図ることができました。



DX推進セミナー

日 時：令和6年12月16日(月)
会 場：行田市商工センター
講 師：大川 真史 氏
ウイングアーク1st株式会社 データのじかん主筆
参加者：13名
概 要：中小企業だから出来るデジタル化を
テーマに、取り組みのポイントを説明



行田支部 活動報告

第45回 行田商工祭・忍城時代まつり

日 時：令和6年11月17日(日) 10時～16時
 会 場：行田市忍城バスターミナル駐車場
 法人会ブース来場者：240名

会場の諸事情により例年の半分ほどのスペースで行われた第45回行田商工祭。

当会ブースでは、ボール投げと税金クイズにチャレンジしてもらい、法人会グッズや景品をプレゼントしました。

近く開催予定のセミナーのご案内も行い法人会活動のPRを実施、募金活動と共に収益金は「さいたま緑のトラスト基金」に寄付する予定です。



女性部ものづくり講座

日 時：令和6年12月2日(月) 14時～16時
 会 場：行田市商工センター 401研修室
 講 師：竹山 紀子氏(お年玉袋)
 小藺江 美蓮氏(書道)
 参加者：24名

毎年支部女性部の交流の一環として行っているものづくり講座。今年度は2人の先生に前半・後半に分かれて、お年玉袋の製作と小筆で自分の住所と氏名の書き方を習いました。

2時間ではとても収まらない内容であつという間に時間が過ぎてしまいました。



羽生支部 活動報告

羽生市商工まつり

日 時：令和6年11月3日(日・祝)
 11時～16時
 会 場：プラザ通り歩行者天国内／市民プラザ内
 法人会ブース来場者：350名

当日は天候に恵まれ、秋晴れの中「羽生市商工まつり」が開催されました。法人会羽生支部では、税金クイズとPR活動、カットレモンケーキとジュースの販売と盛りだくさんの企画でした。役員の方のご協力や地域の方のお買い上げで好評により完売することができました。

また、当日の売上金はトラスト基金へ寄付しました。



第8回 租税教室 「身近な税のおはなし」

日 時：令和6年9月17日(火) 10時～正午
 会 場：羽生市民プラザ2階 206研修室
 講 師：若林税理士事務所 税理士 若林 出氏
 参加者：19名
 テーマ：身近な税のおはなし

今回で8回目の開催となる租税教室。今年は、若林税理士事務所の若林出税理士を講師にお迎えし開催をしました。

「身近な税のおはなし」をテーマに相続税・定額減税・消費税・インボイス制度などについてわかりやすく解説いただき、とても勉強になる講話を聞くことができました。

地域の皆様との税をテーマにしたふれあいは、支部女性部の大切な活動のひとつとなっています。



加須支部 活動報告

第44回 加須地域市民まつり

日 時：令和6年10月20日(日)
 9時30分～15時
 会 場：加須市民運動公園
 法人会ブース来場者：400名
 主 催：加須市

市民参加の協働まちづくりを目的とした市民まつりが開催され、法人会ブースでは、税金クイズによる税の啓蒙や、たこせんの実演販売を行い、さいたま緑のトラスト基金への募金を呼び掛けるなどして当会の活動をPRしました。



加須支部合同県外視察研修

日 時：令和6年11月16日(土)
 場 所：東京都(日枝神社参拝、豊洲千客万来視察、浅草散策)
 参加者：25名

加須支部では、女性部との合同県外視察研修を開催。日枝神社を参拝し、豊洲の商業施設千客万来を視察しました。

お台場から浅草まで水辺ラインに乗船し、盛り沢山のコースでした。どちらの施設もインバウンド効果で活況でした。



Hot Company
 ほ っ と カ ン パ ニ ー

**わが街
 会員企業のご紹介**
 Vol.19

会社名 山本商事株式会社
住 所 埼玉県行田市旭町10-43
会社設立 大正13年4月



会社理念 『保険を基盤に社会に貢献』
モットー ～保険だけでなく、お客様の生活において、必要不可欠な存在また、影響を与えられる企業及び人財である事が、社会貢献である。～

お客様と地域に支えられ、愛され100年が経ちました。創業100年はあくまでも通過点に過ぎません。

これからも私達はお客様から求められる、地域を代表する企業となるべく、これからも進化と挑戦を繰り返しながら事業を進めて参ります。

代 表 者

	代表取締役	山本 直樹
	出身地	埼玉県行田市
	趣味	スポーツ観戦・ショッピング
	好きな言葉	プラス思考
	業 種	保険代理店



新入会員紹介

令和6年6月11日～令和6年11月30日

(匿名希望の事業所および個人会員を除く)

ご入会ありがとうございました。

支 部	会 員 名	所 在 地	会 員 区 分	業 種
行 田	北関東エムフォールディングス(合)	行田市若小玉	正 会 員	飲食業
行 田	和住建(有)	行田市谷郷	正 会 員	不動産業
行 田	(株)ほうびシステム	行田市忍	正 会 員	人材派遣業
行 田	(有)エフ・ロッソ・トレーディング	行田市持田	正 会 員	中古車販売
行 田	(株)en-tech	行田市長野	正 会 員	建設業(鉄筋、鉄骨工事業)
行 田	トップエース(株)	熊谷市太井	準 会 員	卸売業
行 田	(株)AK商事	行田市棚田町	正 会 員	人材紹介
行 田	(株)セキトバ	鴻巣市吹上富士見	準 会 員	新聞販売業
行 田	笑や	行田市旭町	準 会 員	飲食業
羽 生	(株)リネン羽生センター	羽生市中央	正 会 員	派遣業
羽 生	(株)羽生土木	羽生市桑崎	正 会 員	建設業
羽 生	羽生市商工会	羽生市中央	正 会 員	サービス業
羽 生	GNネクスト(株)	羽生市須影	正 会 員	新聞販売業
羽 生	(株)MAORI	羽生市下川崎	正 会 員	塗装業
加 須	(一社)なないろ	加須市根古屋	準 会 員	サービス業
加 須	(有)清水電材	加須市馬内	正 会 員	電設資材卸
加 須	(有)スギタフーズ	加須市上高柳	正 会 員	米卸業
加 須	帝國紙業(株)(埼玉工場・羽生市)	東京都中央区東日本橋	準 会 員	擦糸製造業
加 須	(有)横田電設	加須市旗井	正 会 員	電気工事

ほ っ と タイム クイズ

～右の絵と左の絵には相違点が7か所あります～ ※印刷によるゴミ・キズ等の汚れは含みません。



絵の相違点7か所を○で指摘し、その絵のどちらか1枚を官製はがきに貼りご応募ください。

〒、住所、会社名、氏名、電話番号を明記のうえ、

〒361-0077
行田市忍2丁目1番8号
行田市商工センター内
公益社団法人行田法人会
ほっとタイムクイズ係へ。

正解者の中から5名様に法人会グッズを差し上げます。

- 【142号クイズの正解】** 1)目線(中上) 2)着物の柄(左中) 3)刀のサヤ(右中) 4)花びら(右中)
5)牛車の向き(左下) 6)影(下) 7)背景の灰色のライン(下)

編集後記



羽生市喜右エ門新田に八幡神社という神社があります。ここでは昔から年中行事の一つとして秋祭りが開催されております。秋の収穫を祝う神社のお祭りの日に合わせ、地元の人達で舞台を作り奉納演芸が行われてきました。祭りの夜は、老若男女が舞台上上がり芝居や踊り、唄を歌い、回を重ねるごとに様々なプログラムが加わって参りました。現在の目玉は『こども歌舞伎』地元の子供達によって『白波5人男』が演じられております。秋の夜空のもと、力強く・たくましく演じられるこども歌舞伎は地域の大きな活力に繋がっております。

今年の大河ドラマは「べらぼう～葛重栄華乃夢嘶～」、世は天下泰平、歌舞伎などの伝統芸能が大いに盛んであった江戸時代中期に活躍した葛屋重三郎(つたやじゅうざぶろう)です。彼は当時の本屋業、版元(出版人)として「浮世絵」の黄金期を築いた人物で、「葛飾北斎」「喜多川歌麿」「滝沢馬琴」などの偉才を見出し、さらには謎多き浮世絵師「東州斎写楽」を世に送り出しました。

まさに今、情報通信媒体の多様化が進み、情報伝達のあり方やメディアリテラシーが問われる現代において、かつて江戸時代に「江戸のメディア王」の名を欲しいままにした重三郎、その波乱に満ちた人生を通じてメディア魂その他を学び、併せて現在におけるメディア情報伝達のありかた等々も考えていければと思います。

広報委員長 寺崎 努